

岸和田市貝塚市清掃施設組合災害廃棄物の受入に関する要綱

平成 27 年 8 月 1 日

要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岸和田市及び貝塚市（以下「関係市」という。）内の災害により発生した災害廃棄物を岸和田市貝塚市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）へ搬入する場合に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに準ずるもので特に関係市の長が認めたものにより生ずる被害をいう。
- (2) 災害廃棄物 住宅の用途に供される建物若しくは家財又は、住宅の用途以外の建物若しくは備品、商品等が災害により、り災して発生した一般廃棄物をいう。

(災害廃棄物の搬入及び搬入時間の緩和)

第 3 条 搬入できる災害廃棄物は「岸和田市貝塚市クリーンセンターの受入基準（以下「受入基準」という。）」で規定された一般廃棄物とする。また、災害廃棄物の搬入時間は緩和することができる。

(処分手数料の免除)

第 4 条 り災した家屋のうち、現に居住している家屋及びり災家屋の敷地内から排出された災害廃棄物の処分手数料は免除することができる。

(処分手数料の免除及び搬入時間の緩和申請)

第 5 条 り災した住宅の居住者若しくは、当該居住者の親族又は、その他管理者が認める者で、処分手数料の免除及び搬入時間の緩和を希望する者は、事前に災害廃棄物処分手数料の免除及び搬入時間の緩和申請書（様式第 1 号）に災害の発生した区域を管轄する市長又は消防長若しくは消防署長の発行するり災証明書の写しを添えて、管理者に申請しなければならない。

(搬入時間の緩和申請)

第 6 条 第 4 条で定める処分手数料の免除対象となる廃棄物以外の災害廃棄物を搬入する者で、搬入時間の緩和を希望する者は、災害廃棄物搬入時間の緩和申請書（様式第 2 号）に災害の発生した区域を管轄する市長又は消防長若しくは消防署長の発行するり災証明書の写しを添えて、管理者に申請しなければならない。

(申請受付期間)

第 7 条 申請受付期間は、当該災害の発生日から 12 箇月以内とする。ただし、第 10 条第 6 号の規定により再度申請する場合は、この限りでない。

(搬入許可)

第8条 管理者は、第5条及び第6条に規定する申請があったときは、5日以内（ただし、閉庁日は除く。）にこれを審査し、適当と認める場合は、災害廃棄物搬入許可証（様式第3号）を交付する。

2 搬入許可期限は、搬入許可開始日より30日以内とする。

(誓約書の提出)

第9条 災害廃棄物を自ら搬入できない場合であって、関係市及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を関係市から受けている者の能力で災害廃棄物を搬入することが困難な場合において、関係市から一時的に災害廃棄物の運搬に限り許可を受けた災害復旧事業者により搬入するときは、当該事業者は、管理者に誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

(遵守事項等)

第10条 災害廃棄物の搬入許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 搬入許可を受けた災害廃棄物以外のものを、搬入しないこと。
- (2) 「岸和田市貝塚市クリーンセンター管理規則」を遵守すること。
- (3) 受入基準に定める廃棄物の搬入基準を遵守すること。
- (4) 災害廃棄物の搬入を開始するときは、事前に岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）に報告すること。
- (5) 災害廃棄物をクリーンセンターに搬入するときは、災害廃棄物搬入許可証（様式第3号）又は、関係市が発行した災害廃棄物証明書を提出すること。
- (6) 許可を受けた搬入許可期限より後に搬入しようとする場合は、再度申請を行なうこと。
- (7) 災害廃棄物の搬入が終了したときは、組合に報告すること。

(搬入許可の取消し等)

第11条 管理者は、搬入許可を受けた者が、この要綱の条件に違反した場合は、この許可を取り消すことができる。

2 前項により取消しを受けた者が、損害を受けることがあっても、組合は、その責を負わない。

(大規模被災時の特例)

第12条 第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な被災による場合における災害廃棄物の受入れについては、この要綱の規定は適用しないものとし、関係市と組合の協議の上、管理者が別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は平成 27 年 8 月 1 日施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日要綱第 1 号）

この要綱は決裁の日から施行する。